

「栗駒山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」規約

第1条（名称）

この会は「栗駒山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

第2条（目的）

委員会は、栗駒山の噴火に起因する土砂災害を軽減するための緊急時対策（ハード対策及びソフト対策）を、効率的かつ効果的に実施するため「栗駒山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を策定することを目的とする。

第3条（構成）

委員会は、別表1に掲げる者によって構成する。

第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。
- 3 委員長に事故があった場合には、委員の互選により委員長代理を選任する。

第5条（委員会）

委員会は、委員長の了解を得て、事務局が招集する。

- 2 委員会は、委員長が議長となり会議を処理する。
- 3 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 行政委員においては、同一行政機関の関係職員による代理出席を認める。

第6条（作業部会）

作業部会は、別表2に掲げる者によって構成する。

- 2 作業部会は、委員長が指定した項目について検討及び作業を行い、委員会に結果を報告するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて委員に作業部会への参加を要請するものとする。また、要請された委員の参加が不可能な場合は、後日の説明をもって代えることとする。

第7条（事務局）

委員会の事務局は、岩手県県土整備部砂防災害課、宮城県土木部防災砂防課、秋田県建設部河川砂防課に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に関する事務等を行うものとする。また、作業部会が設置されたときも委員会と同様の事務等を行うものとする。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、令和3年6月30日より施行する。

別表 1

栗駒山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 委員

機関名		委員	職名	備考
有識者		岩手大学 井良沢道也	教授	砂防
		岩手大学 土井宣夫	客員教授	火山
		弘前大学 檜垣大助	名誉教授	砂防
		東北大学 三浦哲	教授	火山
行政委員	国	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	所長	
		国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所	所長	
		国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所	所長	
	国 (森林部局)	林野庁東北森林管理局岩手南部森林管理署	署長	
		林野庁東北森林管理局宮城北部森林管理署	署長	
		林野庁東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署	署長	
	国 (気象台)	気象庁仙台管区気象台	火山防災情報調整官	
		気象庁盛岡地方気象台	防災管理官	
		気象庁秋田地方気象台	防災管理官	
	県	岩手県県土整備部砂防災害課	総括課長	
		宮城県土木部防災砂防課	課長	
		秋田県建設部河川砂防課	課長	
		岩手県県南広域振興局土木部一関土木センター	所長	
		宮城県北部土木事務所栗原地域事務所	所長	
		秋田県雄勝地域振興局建設部	部長	
		岩手県復興防災部防災課	総括課長	
		宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課	課長	
		秋田県総務部総合防災課	課長	
	市町村	一関市消防本部防災課	課長	
		栗原市総務部危機対策課	課長	
湯沢市総務部総務課		課長		
東成瀬村民生課		課長		
事務局	岩手県県土整備部砂防災害課			
	宮城県土木部防災砂防課			
	秋田県建設部河川砂防課			

栗駒山火山噴火緊急減災対策砂防計画 作業部会構成員

別表 2

機関名	構成員	備考
事務局	岩手県県土整備部砂防災害課	
	宮城県土木部防災砂防課	
	秋田県建設部河川砂防課	
国	国土交通省東北地方整備局	アドバイザー